

# 検定派遣人員基準

	新 設	継 続
第 1 種	本部検定員(1名) 該当都道府県検定員(1名) 該当都道府県技術役員(2名)	本部検定員(1名) 該当都道府県検定員(1名) 該当都道府県技術役員(1名)
第 2 種	本部検定員(1名) 該当都道府県検定員(1名) 該当都道府県技術役員(2名)	本部検定員(1名) 該当都道府県検定員(1名) 該当都道府県技術役員(1名)
第 3 種	本部検定員(1名) 該当都道府県検定員(1名) 該当都道府県技術役員(1名)	該当都道府県検定員(1名) 該当都道府県技術役員(1名)
第 4 種	該当都道府県検定員(1名) 該当都道府県技術役員(1名)	該当都道府県検定員(1名) 該当都道府県技術役員(1名)
長距離 競走路 ならびに 競歩路	本部検定員(1名) 該当都道府県検定員(1名) 該当都道府県技術役員(2名)	該当都道府県検定員(1名) 該当都道府県技術役員(2名)
	自転車計測員の場合は I A A F / A I M S の基準による。	
I A A F : クラス 1 ・ クラス 2		本部検定員(3名) 該当都道府県検定員(1名) 隣接都道府県検定員(1名)

上記を原則とするが、必要に応じては本部検定員を派遣することもある。

平成19年4月1日より実施。

平成19年度中に第5種の検定がある場合は、従来基準とする。